

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和7年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

第2条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に
改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を削
る。

第7条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第11条の7の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条中「その子の看護」を「そ
の子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために
必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第
56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事
由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で
定めるものへの参加をすることをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第2条の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u> <u>のある職員が当該子を養育するため</u> <u>請求した場合には、当該請求した職員の業務</u> <u>を処理するための措置を講ずることが著し</u> <u>く困難である場合を除き、第2条第7項に規定</u> <u>する勤務(災害その他避けることのできない</u> <u>事由に基づく臨時の勤務を除く。次項におい</u> <u>て同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第2条の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するため</u> <u>請求した場合には、当該請求した職員の業務</u> <u>を処理するための措置を講ずることが著し</u> <u>く困難である場合を除き、第2条第7項に規定</u> <u>する勤務(災害その他避けることのできない</u> <u>事由に基づく臨時の勤務を除く。次項におい</u> <u>て同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育」とあり、第2項 <u>及び前項中</u> <u>「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」</u>とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第

2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 (休暇) 第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、<u>子の看護休暇</u>、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、育児部分休暇、出生サポート休暇及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、組合休暇及び育児部分休暇を除くほかいずれも有給休暇とする。 (子の看護休暇) 第11条の7 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、<u>その子の看護</u> をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。	2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 (休暇) 第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、<u>子の看護等休暇</u>、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、育児部分休暇、出生サポート休暇及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、組合休暇及び育児部分休暇を除くほかいずれも有給休暇とする。 (子の看護等休暇) 第11条の7 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、<u>その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)</u>をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。
---	---

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正概要

1 改正概要

令和6年8月8日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」を目的とした人事院規則の改正に準じて、(1)～(3)の改正を行う。

(1) 育児を行う職員の時間外勤務の制限

子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大する。

(2) 子の看護休暇

子の看護休暇の取得事由のうち、子の行事参加（入園式、入学式、卒園式、卒業式）にも利用できるよう取得事由を拡大する。

(3) その他

「子の看護休暇」の名称を「子の看護等休暇」に改正する。

2 施行日

令和7年4月1日